

第四百一十一回国
参議院内閣委員会
議録第五号

平成九年十二月八日(月曜日)
午後一時十一分開会

委員の異動

十二月二日

補欠選任

阿部 幸代君

吉岡 吉典君

吉川 春子君

聴濤 弘君

十二月三日

補欠選任

鈴木 政二君

村上 正邦君

長尾 立子君

狩野 安君

鈴木 正孝君

猪熊 重二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員以外の議員

議者

北澤 俊美君

吉岡 吉典君

北澤 俊美君

議者

菅井 亮君

山本 保君

戸田 邦司君

都築 誠君

議者

小川 元君

河村 建夫君

辻元 清美君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

議者

田中 久雄君

て議題といたします。

まず、発議者から順次趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院議員(小川元君) ただいま議題となりま

した市民活動促進法案につきまして、その趣旨を

御説明申し上げます。

近年、多様な健全な価値観に立脚して行われる

自律的な社会参加活動に対する意識が市民の中で

高まり、さまざまな分野において市民活動を行う

団体がふえてきております。

皆様も御記憶のとおり、平成七年一月、阪神・

淡路大震災が発生したときには、全国的なボラン

ティア活動並びに国際的な協力、支援が積極的

に展開され、また平素においても、地域における高

齢者介護等福祉の分野や海外で発生した災害時等

の市民によるボランティア活動などが積極的に進

行われ、多くの国民がこの活動の重要性を認識した

ところでございます。

また、ボランティア活動を初めとする市民活動

は、我が国の少子・高齢社会、国際化の進展など

の活動上の障害が生じており、各方面からその対

策を早急に行うよう要請されております。

今回の法律案は、このような要請にこたえるべ

く、市民活動を促進するための基盤整備の一環と

して、市民活動を行う団体に、簡易、迅速な手続

のもとで広く法人格を付与すること等により、ボ

ランティア活動を初めとする開かれた自由な社会

貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進

し、もって公益の増進に寄与することを目的とす

るものであり、多くの市民活動団体がその早期成

立を心待ちにしているものでございます。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御

説明申し上げます。

まず第一に、この法律案は、市民に開かれた自

由な社会貢献活動を行う団体が法人格を取得でき

るようになり、これら団体の社会的信用を高める

など活動基盤を整備し、市民活動が健全に発展す

ることを目的としております。推計によれば、全

国で約八万六千の市民活動団体が活動をいたし

ております。本法律案によりこれらの団体の基盤

が整備強化されることは、我が国社会の公益の

増進に大きく寄与するものと期待されております。

第二に、市民活動は自由かつ多様に展開される

ことがその活動力の源泉であります。このような

観点から、法人格の取得に当たっては、できる限

り簡便でかつ活動の自由を妨げないような方法を

とることが肝要であります。そのため、本法律案

では、法人格の取得は許可方式ではなく認証方

式によることとしております。

第三に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁

を、一つの都道府県の区域内のみ事務所を有する

団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域

を有する団体は国土交通大臣の許可を受け、その

事務所を置くこととしております。

第四に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁

を、一つの都道府県の区域内のみ事務所を有する

団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域

を有する団体は国土交通大臣の許可を受け、その

事務所を置くこととしております。

第五に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁

を、一つの都道府県の区域内のみ事務所を有する

団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域

を有する団体は国土交通大臣の許可を受け、その

事務所を置くこととしております。

第六に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁

を、一つの都道府県の区域内のみ事務所を有する

団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域

を有する団体は国土交通大臣の許可を受け、その

事務所を置くこととしております。

第七に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁

を、一つの都道府県の区域内のみ事務所を有する

団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域

を有する団体は国土交通大臣の許可を受け、その

事務所を置くこととしております。

第八に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁

を、一つの都道府県の区域内のみ事務所を有する

団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域

を有する団体は国土交通大臣の許可を受け、その

事務所を置くこととしております。

第九に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁

を、一つの都道府県の区域内のみ事務所を有する

団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域

を有する団体は国土交通大臣の許可を受け、その

事務所を置くこととしております。

内に事務所を有する団体は経済企画庁長官といたしてあります。そして、いずれの所轄庁で認証を得た法人も、日本国じゅうはもろろんのこと、全世界を舞台として活動することができるといふたしてあります。

第四に、市民活動法人に対する行政庁の監督は必要最小限のものにとどめ、その活動の是非は団体の自治及び団体情報の開示による市民の判断にゆだねることとしたしております。市民活動法人は、まさに市民に開かれた存在としてみずからを開示していくことによりその信用を高めるものと考え、所轄庁に対する定期的な報告及びその公開を義務づけるものであります。

第五に、市民活動法人の税法上の取り扱いを基本的に「人格のない社団等」と同じ扱いとすることを明確に法定しております。

最後に、本法律案は附則において検討規定を設け、施行の日から起算して三年以内に市民活動法人の活動の実態等を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしたしております。市民活動法人制度の運用の検討とともに、これに関連する法人制度、公共的な活動に関する税制の整備などを検討することがこの規定の趣旨であります。

以上が市民活動促進法案の趣旨でございます。なお、本法律案における衆議院での主な修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、社員の無報酬要件、名簿提出及び閲覧規定や会員の規定を削除します。ただし、社員名簿の提出及び閲覧については、設立要件たる十人以上に関するものは残すこととしたしております。次に、所轄庁において認証または不認証の決定までの期間を公告期間を含めて三カ月以内に短縮するとともに、公告内容を簡略化し、詳細については所轄庁の指定した場所で見覧できるように改めます。また、不認証の決定の際の書面による申請者への通知規定を追加し、その場合は理由を付すこととしたしております。

さらに、別表の活動分野の一部修正、追加を行いました。最後に、その他修正に伴い、所要の規定の整理を行ったものでございます。

以上が修正案の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(竹山裕君) 発議者笠井亮君。

○委員(山本保君) 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました私外二名提出の非営利法人特例法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法案は、個人の自発的参加に基づく自主的な非営利団体の活動の健全な発達を促進するため、これらの団体の法律上の地位を明らかにするなど必要な環境整備を行うものとしてあります。

今日、我が国においても、民間非営利分野の活動が政府、地方自治体や営利企業の分野と並ぶ重要な社会的役割を担いつつあります。この分野を構成する民間非営利団体の存在に法的根拠を与え、その活動への適切な支援を行うことは、社会の民主的な発展と公共の福祉の増進に大きく寄与するものと確信いたします。したがって、本法案では、活動分野の限定や行政機関の許認可などの条件をつけずに、営利を目的としない自主的な民間団体全般を対象としてあります。

現在、公益目的の法人制度を定めている民法三十四条は旧憲法下で制定されたものであります。それ以来百年余が過ぎた今日、従来の体系にとらわれることなく、社会のニーズに合った制度をつくるのが時代の要請であると考えます。

そこで、本法案におきましては、この民法の条文を含む非営利法人制度全般の整備を展望しながら、それまでの当分の間の措置として、非営利団体への法人格の付与を行うこととしております。これにより、民法の改正を待たずとも、準則主義による法人格付与が可能であることを明確にしたものです。

続きまして、法案の概要について御説明申し上げます。

第一に、営利を目的とせず構成員一人一票の議決権に基づいて運営される団体は設立の登記を行うことにより法人となることとし、その際、官庁の許認可等の必要はないものとしております。法律によって活動分野を限定することは個人の自発的参加に依拠するという民間非営利団体の特質にないことにかんがみ、条文では目的とする活動内容には触れておりません。したがって、収益は本来目的のために使用し構成員に分配しないこと、また構成員の総会の議決に基づいて活動するという運営の形態のみに着目して適用対象を規定しております。

第二に、民間非営利団体の運営に当たっては、その自主性が尊重されることが肝要であることを踏まえ、行政官庁の関与は最小限とし、不正の防止は情報公開に基づく社会的監視によって行うこととしております。そのため、法人の目的や所在地、活動報告書及び役員名簿等の公開を義務づけています。

第三に、情報公開の業務を担うとともに法人の監督を行うための行政から独立した機関として、各都道府県ごとに非営利法人委員会を設けることとしております。非営利法人委員会の委員は知事が任命いたしますが、その際、定数の三分の二は、この法律によって設立された当該都道府県内に主たる事務所を置く法人が推薦する者の中から任命することとしております。この非営利法人委員会は、調査のための資料請求権、活動改善の勧告権などを付与されますが、法人の解散を命ずることはできず、解散命令は裁判所が行うこととしております。

なお、法人に対する税制等の措置については指針のみを示し、法人税率の軽減、企業の寄附金の損金算入、個人寄附金の所得控除などの優遇措置などにつきましては、別途の法律により適切に行うこととしております。法人への具体的な優遇措置の適用の可否については、非営利法人委員会にお

いて個々に判断することを予定しております。以上が非営利法人特例法案の趣旨並びに概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(竹山裕君) 発議者山本保君。

○委員(山本保君) 提案者、私のほか、北澤俊美、戸田邦司、都築謙、各議員を代表して、市民公益活動法人法案について、提案理由と法案の概要を申し上げます。

本日から二十一世紀の日本の国家像を問う法律案の御審議をいただくことは、市民団体の皆様の初め広く国民の待望するところのものと確信いたします。

我が国は、財政再建、そして行政改革は待ったなしの現状にあり、しかも国民へのさまざまなサービスは多様化しており、これまでのような国家主導による予算配分とサービス供給体制では十分に対応できない現状になっております。

今ここで、多様な価値観を有する市民による自覚と責任に基づき、市民の利益のために自主的にさまざまな公益活動を行う団体に簡便に法人格を与える法整備を行うことによって、社会一般の利益の増進を図り、多元的な社会を実現することが喫緊の課題なのであります。これらの活動を行うに当たっては、思想、信条、表現の自由が保障されなければならないことは言うまでもありません。

実はこのような市民の活動を保障することこそが憲法第八十九条の予定した市民公益セクターを創設することであり、公の支配に属しない団体に對し、公金支出はしないが、そのかわりに民間の善意の寄附を優遇することの本旨であると信ずるものであります。

以上の観点から、多様な活動を対象とし、いかなる公益活動も排除せず、思想、信条、言論の自由を守り、なおかつ簡便に法人格を付与するためこの法案を構成したところであります。

以下、法案の概要と特徴について御説明申し上げます。

第一に、法の基本理念として、市民公益活動を行う団体の自主性及び自立性を尊重して公正に運用され、その透明性が確保されるように組織運営が行われることを求めるものであります。

第二に、市民公益活動の分野は、教育もしくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全または国際社会における交流もしくは協力等を目的とする活動、及びこれらの活動に関する連絡または助成を行う活動、その他の社会一般の利益の増進に寄与することを目的とするものとしており、いかなる分野の活動も排除しないものとしております。

第三に、法人の運営基準として、会員数が十人以上であり、五十万円以上の財産を基本基金として保有することとし、また第四に、法人の設立要件は、十人以上の発起人が定款を作成し、設立に賛同する者の設立寄附を募ることとし、一万円以上の寄附をする者の数が二十人以上であり、寄附の総額が百万円以上であることとしております。

これによりまして、市民団体の自由を制限することなく、客観的、簡便な要件としておるところであります。

第五に、法人格の認証は、主たる事務所を管轄する都道府県が申請後三ヶ月以内に認証するものとし、通知なき場合は認証されたものとしております。なお、他の県で活動している場合の監督はその当該県が行えることとし、都道府県間の連絡と協力を義務づけることにより、地方の時代の到来を踏まえ、市民の自由な活動には地方が責任を持つて管轄するものとしておるのであります。

第六に、税制上の優遇措置については、国及び地方公共団体は、市民公益活動の推進及び支援のため、市民公益活動法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしております。

第七に、国は、公益法人制度その他営利を目的

とし、ない法人制度全般に関する検討を行い、その結果に基づいて、民法を改正する等の必要な措置を講ずる旨を規定しております。

なお、この法律につきましましては、制度の周知及び実施準備のため、公布の日から六ヶ月以内に政令で定める日に施行することとしております。

以上が市民公益活動法人法案の趣旨であります。

何とぞこの趣旨に賛同され御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(竹山裕君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

十二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、非営利法人特例法案(笠井亮君外二名発議)
二、市民公益活動法人法案(山本保君外三名発議)

非営利法人特例法案
非営利法人特例法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 設立(第十一条—第十四条)

第三章 管理

第一節 構成員の総会(第十五条—第二十二

条)

第二節 役員(第二十三条—第三十五条)

第三節 剰余金の分配の禁止等(第三十六条—第三十八

条)

第四節 活動報告書等の備置き及び閲覧等(第三十九

条—第四十条)

第五節 定款の変更(第四十一条)

第四章 合併(第四十二条—第四十九条)

第五章 解散(第五十条—第六十五条)

第六章 監督(第六十六条—第六十七条)

第七章 登記(第六十八条—第八十二条)

第八章 非営利法人委員会(第八十三条—第九十二条)

第九章 税法上の特例(第九十三条—第九十四条)

第十章 罰則(第九十五条—第九十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、営利を目的としない団体に法人格を付与すること等について当分の間の措置を定めることにより、その活動の健全な発達を促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「非営利法人」とは、この法律により法人となつた団体をいう。

(原則)

第三条 非営利法人は、その目的とする活動が多様な価値観を有する個人の自発的な意思に基づくべきものであることにかんがみ、その構成員となることについて、及び構成員としての権利義務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によつて不当な取扱いをしてはならない。

(名称の使用制限)

第四条 非営利法人以外の者は、その名称中に、「非営利法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)

第五条 非営利法人は、その目的とする活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(第九章を除き、以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該非営利法人の目的とする活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(非営利法人の住所)

第六条 非営利法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記の効力)

第七条 非営利法人は、第七章の規定により登記しなければならない事項については、登記により効力を生ずる事項を除くほか、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(登記に関する届出)

第八条 非営利法人は、第七章の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本及び当該登記に係る第八十条の添付書類を添えて、その旨を主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会に届け出なければならない。

(非営利法人の能力)

第九条 非営利法人は、法令の規定に従い、定款で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(非営利法人等の責任)

第十条 非営利法人は、理事その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 非営利法人の目的の範囲外の行為により第三者に損害を加えたときは、その行為をした理事その他の代表者並びにその事項の決議に賛成した構成員及び理事は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

第二章 設立

(定款)

第十一条 非営利法人を設立しようとする者は、定款を作成しなければならない。

2 定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その目的とする活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

五 構成員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項
七 会議に関する事項
八 資産に関する事項
九 会計に関する事項
十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項
十一 解散に関する事項
十二 定款の変更に関する事項
十三 公告の方法
3 前項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、他の非営利法人その他の営利を目的としない法人であつて同一又は類似の目的を有するものの中から選定されるようにしなければならない。
(財産目録の備置き)
第十二条 非営利法人は、設立の時に財産目録を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。
(成立の時期)
第十三条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
(商法の準用)
第十四条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百二十八条(監査役に係る部分を除く。)の規定は、非営利法人の設立について準用する。
第三章 管理
第一節 構成員の総会
(通常総会の招集)
第十五条 非営利法人の理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を招集しなければならない。
(臨時総会の招集)
第十六条 非営利法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
2 構成員が構成員の総数の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)
第十七条 総会の招集は、少なくとも五日前に、その会議の目的たる事項を示し、定款に定める方法に従つて通知しなければならない。
(総会の権限)
第十八条 非営利法人の事務は、定款をもつて理事その他の役員に委任した事務を除き、すべて総会の決議により行う。
(総会の決議事項)
第十九条 総会においては、第十七条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができ、ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
(構成員の議決権)
第二十条 構成員は、それぞれ一個の議決権を有する。
2 総会に出席しない構成員は、書面又は代理人をもつて議決権を行使することができる。
3 前項の規定は、定款に特別の定めがある場合においては、適用しない。
第二十一条 非営利法人と構成員との関係について決議をする場合においては、当該構成員は、議決権を行使することができない。
(商法の準用)
第二十二条 商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、非営利法人の構成員の総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」と読み替へるものとする。
第二節 役員
(定数等)
第二十三条 非営利法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

2 理事は、構成員でなければならない。
3 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
(事務の決定)
第二十四条 非営利法人の事務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。
(理事の代表権)
第二十五条 理事は、すべて非営利法人の事務について、非営利法人を代表する。ただし、定款をもつてその代表権を制限することができる。
第二十六条 理事の代表権に加えた制限は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。
(代理の委任)
第二十七条 理事は、定款又は構成員の総会の決議により禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
(仮理事)
第二十八条 理事が欠けた場合において遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又はその非営利法人の主たる事務所の所在地の都道府県庁の非営利法人委員会の請求により、仮理事を選任する。
(特別代理人)
第二十九条 非営利法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、前条の規定の例により、特別代理人を選任しなければならない。
(監事の職務)
第三十条 監事は、次に掲げる職務を行う。
一 理事の業務執行の状況を監査すること。
二 非営利法人の財産の状況を監査すること。
三 前二号の規定による監査の結果、非営利法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを構成員の総会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、構成員の総会を招集すること。
五 理事の業務執行の状況又は非営利法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
(監事の兼職禁止)
第三十一条 監事は、理事又は非営利法人の職員を兼ねてはならない。
(役員の欠格事由)
第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、非営利法人の役員になることができない。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 破産者で復権を得ないもの
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(役員親族等の排除)
第三十三条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。
(役員欠員補充)
第三十四条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
(役員氏名等の変更の届出)
第三十五条 非営利法人は、その役員氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なくその旨をその主たる事務所の所在地の都道府県庁の非営利法人委員会に届け出なければならない。ただし、第八条の規定により届け出なければならない場合は、この限りでない。
第二節 剰余金の分配の禁止等
(剰余金の分配の禁止)
第三十六条 非営利法人は、剰余金をその構成員に分配してはならない。
(過大な役員報酬等の支給の禁止)

第三十七条 非営利法人は、その役員又は職員に對して、不相當に高額な報酬又は給与を支給してはならない。

(過大な寄附の禁止)

第三十八条 非営利法人は、特定の個人又は法人その他の団体に對して、不相當に高額な寄附をしてはならない。

第四節 活動報告書等の備置き及び閲覧等

(活動報告書等の備置き及び閲覧)

第三十九条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の定めるところにより、前年(事業年度を設けていない場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)の活動報告書、貸借対照表及び収支計算書並びに前年末における財産目録(これらに附属する明細書を含む。次項において「活動報告書等」という。)を作成し、これらを、定款、役員名簿及び構成員の総会の議事録(理事会、評議員会その他のこれらに類する機関を設けている場合には、その議事録を含む。次項において「定款等」という。)とともに、主たる事務所に備置置かなければならない。

2 非営利法人は、その構成員から活動報告書等又は定款等の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(活動報告書及び役員名簿の提出)

第四十条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の定めるところにより、活動報告書及び役員名簿の写しを、当該都道府県非営利法人委員会に提出しなければならない。

第五節 定款の変更

第四十一条 定款の変更は、構成員の総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、構成員の総数の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

第四章 合併

(合併)

第四十二条 非営利法人は、他の非営利法人と合併することができる。

(合併の手続)

第四十三条 非営利法人が合併するには、構成員の総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、構成員の総数の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

第四十四条 非営利法人は、前条第一項の決議があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備置置かなければならない。

2 非営利法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回つてはならない。

第四十五条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、非営利法人は、これに弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四十六条 合併により非営利法人を設立する場合においては、定款の作成その他非営利法人の設立に関する事務は、それぞれの非営利法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第四十七条 合併後存続する非営利法人又は合併によつて設立した非営利法人は、合併によつて

消滅した非営利法人の一切の権利義務当該非営利法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第四十八条 非営利法人の合併は、合併後存続する非営利法人又は合併によつて設立する非営利法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(商法の準用)

第四十九条 商法第四百十五條(監査役に係る部分を除く。)の規定は、非営利法人の合併について準用する。

第五章 解散

(解散事由)

第五十条 非営利法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 構成員の総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする活動に係る事業の成功又はその成功の不能

四 構成員が一人となつたこと。

五 合併(合併後存続する非営利法人における当該合併を除く。)

六 破産

七 裁判所による解散命令

(解散決議)

第五十一条 前条第一号の決議は、構成員の総数の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

(破産)

第五十二条 非営利法人がその債務を完済することができないこととなつた場合においては、裁判所は、当該非営利法人の理事又は債権者の請求により、又は職権をもつて、破産の宣告をする。

2 前項に規定する場合においては、理事は、直ちに破産宣告の請求をしなければならない。(裁判所による解散命令)

第五十三条 裁判所は、非営利法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その構成員、債権者その他の利害關係人又はその主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の請求により、当該非営利法人の解散を命ずることができる。

一 その設立が不法の目的をもつてなされたとき。

二 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたとき。

(解散したものとみなされる場合)

第五十四条 正当な理由がなくてその成立後一年以内にその目的とする活動を開始せず、又は引き続き三年以上その目的とする活動をしていない非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会が、当該非営利法人委員会に對していまだその目的とする活動に係る事業を廃止してない旨の届出をすべき旨の公告をした日から二月以内に、当該都道府県非営利法人委員会が定めるところにより、その旨の届出をしないときは、その期間満了の日に解散したものとみなす。

2 都道府県非営利法人委員会が前項の公告をしたときは、当該非営利法人委員会は速やかに同項の非営利法人に對しその公告をした旨を通知しなければならない。

(清算中の非営利法人)

第五十五条 非営利法人は、解散の後であつても、清算の目的の範囲内においては、その清算の終了に至るまでなお存続するものとみなす。

(清算人の選任)

第五十六条 非営利法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に特別の定めがあるとき又は構成員の総会において他人を選任したときは、この限りでない。

第五十七条 前条の規定により清算人となる者がいないとき又は清算人が欠けたため損害を生ずるときは、裁判所は、利害關係人若

しくはその主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十八条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくはその主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第五十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の終了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権申出の公告及び催告)

第六十条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を催告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときはその債権は清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することはできない。

(期間後に申出をした債権)

第六十一条 前条第一項の期間後に申出をした債権者は、非営利法人の債務を完済した後に、なお帰属すべき者に引き渡さない財産に対してのみ請求をすることができる。

(清算中の破産)

第六十二条 清算中に非営利法人の財産がその債務を完済するために不足することが明らかとなったときは、清算人は、直ちに、破産宣告の請求をして、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、破産管財人にその事務の引継ぎをしたときは、退任したものと看做す。

3 前二項の場合において既に債権者に支払い、又は帰属すべき者に引き渡したものと看做すときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(解散及び清算の監督)

第六十三条 非営利法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、いつでも職権をもって前項の監督に必要な検査を行うことができる。

(残余財産の帰属)

第六十四条 解散した非営利法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、清算終了の登記をした時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、解散の決議をもって、他の非営利法人その他の営利を目的とし法人であつて同一又は類似の目的を有するものに帰属させることができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(非訟事件手続法の適用)

第六十五条 この章に定めるもののほか、非営利法人の解散及び清算については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

第六章 監督

(報告及び資料の提出等)

第六十六条 非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会は、当該非営利法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該非営利法人の役員に対し、出頭を求めることができる。

(勧告)

第六十七条 非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会は、当該非営利法人に対し、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

第七章 登記

(登記事項)

第六十八条 非営利法人が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 目的

二 名称

三 その目的とする活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

六 定款で解散事由を定めたときは、その事由(設立の登記)

第六十九条 非営利法人の設立の登記は、定款の作成その他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 前項の登記には、前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 非営利法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第七十条 非営利法人は、成立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に第六十八条各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 非営利法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において

新たに従たる事務所を設けたときは、前項の規定にかかわらず、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第七十一条 非営利法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十八条各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、前項の規定にかかわらず、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第七十二条 非営利法人は、第六十八条各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(代表権を有する者の職務執行停止等の登記)

第七十三条 非営利法人を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

第七十四条 非営利法人は、合併に必要な手続を終了した日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する非営利法人については変更の登記を、合併によって消滅する非営利法人については解散の登記を、合併によって設立する非営利法人については第六十八条各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七十五条 非営利法人は、解散したときは、合併及び破産の場合を除き、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第七十六条 非営利法人は、清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(設立無効等の登記)

第七十七条 非営利法人につき、設立若しくは合併を無効とし、又は構成員の総会の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決が確定したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならない。ただし、決議を取り消し、又はその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合において、決議事項の登記がないときは、この限りでない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十八条 非営利法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に非営利法人登記簿を備える。

(登記の嘱託)

第七十九条 第七十七条の設立無効等の登記は、裁判所の嘱託によつてする。第五十三条の規定により、非営利法人が解散した場合の登記も、同様とする。

2 前項の規定により裁判所が登記を嘱託するときは、嘱託書に裁判の謄本を添えなければならない。

3 第五十四条の規定により非営利法人が解散したものとみなされた場合の登記は、同条の規定による公告をした非営利法人委員会の嘱託による。

つてする。

(登記申請書の添付書類)

第八十条 設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

3 合併による設立又は変更の登記の申請書には、第一項又は前項に掲げる書類のほか、第四十四条及び第四十五条の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併によつて消滅する非営利法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本を添えなければならない。

4 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

5 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書類を添えなければならない。

(登記事項の公告)

第八十一条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(商業登記法の準用)

第八十二条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八條第二項、第六十九条、第七十条並びに第七七条から第二百二十条までの規定は、非営利法人の登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「非営利法人特例法第六十八条」と読み替へるものとする。

第八章 非営利法人委員会

(設置)

第八十三条 この法律に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、非営利法人委員会を設置する。

2 非営利法人委員会は、独立してその職権を行う。

(所掌事務)

第八十四条 非営利法人委員会は、第一章、第三章、第五章及び第六章の規定に基づく権限に関する事務のほか、次に掲げる事務を行う。

一 非営利法人の運営に関する連絡、助言、指導その他の援助

二 非営利法人に関する情報の収集及び提供

2 前項各号に掲げる事務のほか、非営利法人委員会は、第八条、第三十五条及び第四十条の規定に基づいて非営利法人から提出された書類の写しを管理し、及びその内容を一般に公開する業務を行う。

(組織及び委員)

第八十五条 非営利法人委員会は、六人以上で都道府県の条例をもつて定める数の委員をもつて組織する。

2 委員は、その定数の三分の二以上に相当する者を当該都道府県の区域内に主たる事務所の所在地がある非営利法人の推薦を受けた者のうちから、その他の者を非営利法人の活動に関して学識経験を有する者のうちから、それぞれ、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員と兼ねることができない。

4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、第二項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで、委員を任命することができ。

5 前項の場合においては、任命後最初の議会で

その承認を得なければならない。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員を罷免しなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第八十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に欠けたときは、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の欠格事由)

第八十七条 第三十二条各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(委員の身分保障)

第八十八条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 非営利法人委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができなと認められたとき。

二 非営利法人委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

2 委員が前項各号のいずれかに該当するとき、は、都道府県知事は、その委員を罷免しなければならない。

3 委員が第三十二条各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職するものとする。

(委員長)

第八十九条 非営利法人委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、委員の互選をもつて選任する。

3 委員長は、非営利法人委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(委員の給与)

第九十条 委員は、都道府県の条例で定めるところ

るにより、給与を受ける。

(非営利法人委員会の事務の整理)

第九十一条 非営利法人委員会の事務を整理させるため、非営利法人委員会に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから委員長の同意を得て任命する。

3 都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、その定める当該都道府県の局部において非営利法人委員会の事務を整理させることができる。

(非営利法人委員会の運営)

第九十二条 この法律又はこの法律に基づく条例に規定する事項を除くほか、非営利法人委員会の会議その他運営に必要な事項は、非営利法人委員会が定める。

第九章 税法上の特例

(非収益事業所得等の非課税)

第九十三条 非営利法人は、法人税法昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利法人特例法(平成九年法律第九号)第二条に規定する法人(以下「非営利法人」という。を除く。))と、同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利法人を除く。))と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(非営利法人を含む。))と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利法人を除く。))とする。

2 非営利法人は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 非営利法人は、地価税法(平成三年法律第六

十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六十六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

(税制上の優遇措置)

第九十四条 非営利法人のうちその目的とする活動が社会的活動として推進すべきものと認められるもの(以下この条において「免税非営利法人」という。)に係る法人税の税率の特例、免税非営利法人がその収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなす特例その他の税制上の優遇措置については、別に法律で定めるところによる。

2 免税非営利法人のうち公益の増進に著しく寄与するもの(以下この項において「特定免税非営利法人」という。)に対して法人が支出した寄附金の損金算入限度額の特例、特定免税非営利法人に対して個人が支出した寄附金に係る所得控除の特例その他の税制上の優遇措置については、別に法律で定めるところによる。

第十章 罰則

第九十五条 次の各号の一に該当する場合においては、非営利法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十二条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第三十五条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第三十九条の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第四十条の規定に違反して、書類の提出を

怠ったとき。

六 第四十四条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第四十四条第二項又は第四十五条第二項の規定に違反したとき。

八 第五十二条第二項又は第六十二条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

九 第六十条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第六十三条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 第六十六条の規定による報告、資料の提出若しくは出頭をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十二 第七章の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第九十六条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第八十五条第二項の規定(都道府県の議会の同意を得ることに関する部分に限る。次項において同じ。)及び次項の規定は、公布の日から施行するものとする。

(検討)

2 営利を目的としない法人に関する制度については、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

3 第八十五条第二項の規定の施行後最初に任命される非営利法人委員会の委員に関する同項の規定の適用については、同項中「その定数の三分の二以上に相当する者を当該都道府県の区域

内に主たる事務所の所在地がある非営利法人の推薦を受けた者のうちから、その他の者を非営利法人の活動に關して学識経験を有する者のうちから、それぞれ」とあるのは「非営利団体の活動に關して学識経験を有する者のうちから」とする。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百八十条の五第二項中「の外を」の「外」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項に次の一号を加える。

六 非営利法人委員会

第二百二条の二第五項中「指示その他の事務を行い」の下に、「非営利法人委員会は別に法律の定めるところにより非営利法人に対する監督その他の事務を行い」を加える。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに非営利法人特例法(平成九年法律第九号)第二条に規定する法人」を加える。

第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに非営利法人特例法第二条に規定する法人」を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「非営利法人特例法第二条に規定する法人を含む。」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 非営利法人特例法第二条に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百二十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに非営利法人特例法第二条に規定する法人」を加える。

(総理府設置法の一部改正)

6 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 非営利法人特例法(平成九年法律第七号)の施行に關すること。

市民公益活動法人法案

市民公益活動法人法

目次

第一章 通則(第一条—第十条)

第二章 市民公益活動法人の設立(第十一条—第十九条)

第三章 市民公益活動法人の組織及び管理(第二十条—第三十四条)

第四章 市民公益活動法人の解散及び合併(第三十五条—第四十四条)

第五章 市民公益活動法人に対する監督(第四十五条—第四十八条)

第六章 雑則(第四十九条—第五十六条)

附則

第一章 通則

(目的)

第一条 この法律は、社会の構成員である市民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進し、及び支援するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備する等の措置を講じ、もって社会一般の利益の増進及び多面的な社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この法律は、多様な価値観を有する市民が社会の構成員としての自覚と責任に基づいて自発的に行う市民公益活動の展開が活発に満ちた社会の実現に不可欠なものであることにかんがみ、市民公益活動を行う団体の自主性及び自立性を尊重して運用されなければならない。

2 市民公益活動を行う団体は、市民公益活動が

多様な価値観を有する市民の自発的意思による参加を基本とするものであることにかんがみ、その組織及び運営については、公正かつ透明性が確保されるようにしなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「市民公益活動」とは、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全又は国際社会における交流若しくは協力を目的とする活動(これらの活動に關する連絡又は助成を行う活動を含む)その他の社会一般の利益の増進に寄与することを目的とする活動で、市民が行うものという。

2 この法律において「市民公益活動法人」とは、市民公益活動を行うことを目的とし、かつ、営利を目的としない団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(基準)

第四条 市民公益活動法人は、次に掲げる基準に適合するように運営されなければならない。

一 会員の数が十人以上であること。

二 政令で定める確実な方法により、五十万円以上の財産を基本基金として保有すること。

(収益事業)

第五条 市民公益活動法人は、その市民公益活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という)を行うことができる。

2 収益事業に關する会計は、当該市民公益活動法人の行う市民公益活動に係る事業に關する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 市民公益活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 市民公益活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 市民公益活動法人以外の者は、その名称中に、「市民公益活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條及び第四十四條の規定は、市民公益活動法人について準用する。

(認証等の事務)

第十条 市民公益活動法人の認証、監督その他の事務は、この法律に特別の定めのある場合を除き、その主たる事務所が所在する都道府県が行う。

第二章 市民公益活動法人の設立

(発起人)

第十一条 市民公益活動法人を設立するには、その会員にならうとする十人以上の者が発起人となり、設立趣意書、定款、事業計画書及び発起人名簿を作成し、その設立に賛同する者の寄附(以下「設立寄附」という)を募らなければならない。

(定款記載事項)

第十二条 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に關する事項

五 会員の資格の得喪に關する事項

六 会員總會に關する事項

七 基本基金として保有する財産その他資産に關する事項

八 事業年度に關する事項

九 会計に關する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に關する事項

十一 解散に關する事項

十二 定款の変更に關する事項

十三 公告の方法

2 前項第八号の事業年度の期間は、一年を超えなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者を定める場合には、その者は、同一又は類似の目的を有する他の市民公益活動法人その他公益を目的とする活動を行う法人営利を目的としない法人に限る。)のうちから選定されるようにしなければならない。

(設立寄附)

第十三条 設立寄附は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

一 寄附(現物の寄附にあつては、その財産の価額が十万円以上である場合に限る。次号において同じ。)の総額が百万円以上であること。

二 一万円以上の寄附をする者(法人でない社団又は財団を含む。)の数が二十人以上であること。

三 前号に規定する者のうち個人である者の数が十人以上であること。

2 設立寄附に係る寄附の払込みは、発起人が払込みを取り扱うべきものとして定めた銀行その他の政令で定める金融機関において行うものとする。

3 前項の規定による寄附の払込みを取り扱った金融機関は、発起人の請求により払込金の金額の保管に關し証明をしなければならない。

4 設立寄附に係る現物の寄附は、発起人の定めたる期日に寄附の目的である財産の全部を譲渡しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転につき第三者に対抗するため必要な行為は、法人の成立後にすることを妨げない。

5 前項の規定による現物の寄附により寄附された財産の価額の調査は、発起人の請求により裁判所が選任した検査人が行う。

6 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)

第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条ノ三及び第二百二十九条ノ四の規定は、検査人について準用する。

(設立總會)

第十四条 発起人は、設立寄附につき前条第一項の要件が満たされたときは、都道府県の条例で定めるところにより、設立總會を開かなければならない。

2 発起人が作成した定款及び事業計画の承認その他設立に必要な事項の決定は、設立總會の議決によらなければならない。この場合において、これらの議事は、会員たる資格を有する者でその会議開催日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

3 第二十条及び第二十八条第一項並びに民法第六十五条第二項及び第六十六条の規定は、設立總會について準用する。

(認証の申請)

第十五条 理事は、設立總會の終了後遅滞なく、市民公益活動法人の設立について、都道府県の条例で定めるところにより、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「所轄庁」という。)に対し、その認証を申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、定款、事業計画書、設立總會の議事録の謄本、役員名簿、会員の数が十人以上であることを証する書面、払込金保管証明書、検査人の報告書その他都道府県の条例で定める書類を提出しなければならない。

(認証の基準)

第十六条 所轄庁は、前条第一項の申請があったときは、その市民公益活動法人の定款の内容又は設立の手續が法令の規定に違反すると認められる場合を除いては、認証しなければならない。

(認証の期間)

第十七条 所轄庁は、第十五条第一項の申請があったときは、申請を受理した日から三月以内

に、申請者に対し、書面をもって認証又は不認証の決定をした旨を通知しなければならない。

2 所轄庁が前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、その期間満了の日に、認証があったものとみなす。この場合には、申請者は、所轄庁に対し、認証に関する証明書の交付を請求することができる。

3 理事が第十五条第一項の申請に対する不認証の決定の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日と同項の申請が受理されたものとみなして、前二項の規定を適用する。

(成立の時期等)

第十八条 市民公益活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 第十五条第一項の認証は、その認証があった日から六月以内に設立の登記の申請がされないときは、その効力を失う。

(財産目録)

第十九条 市民公益活動法人は、その設立の時に、財産目録を作成し、これを各事務所に備え置かなければならない。

第三章 市民公益活動法人の組織及び管理

(会員)

第二十条 会員は、会員總會において、各々一個の議決権及び選挙権を有する。

(役員の定数)

第二十一条 市民公益活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の職務)

第二十二条 理事は、すべて市民公益活動法人の業務について、市民公益活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

2 市民公益活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第二十三条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 市民公益活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、市民公益活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員總會に報告すること。

四 前号の規定による報告をするために必要がある場合には、理事に対して会員總會の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は市民公益活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第二十四条 監事は、理事又は市民公益活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の名簿)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、市民公益活動法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 第四十八条第一項の規定により認証を取り消された市民公益活動法人の認証の取消し当時の役員で、当該認証を取り消された日から三年を経過しないもの

(役員の名簿等の排除)

第二十六条 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(役員の名簿)

第二十七条 理事及び監事は、それぞれその過半数が日本国内に住所を有する者でなければならない。

数(役員名簿)は、定款で定めるところにより、役員名簿を提出する。

2 役員が欠けた場合において、会員總會を招集することができない特段の事情があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、役員を選任することができる。

3 前項の場合においては、選任後最初に招集される会員總會において、その承認を得なければならない。この場合において、会員總會の承認が得られないときは、その役員は、解任されたものとみなす。

(役員の名簿)

第二十九条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の名簿)

第三十条 役員の任期は、二年以内において定款で定める。ただし、再任を妨げない。

(役員の名簿)

第三十一条 市民公益活動法人は、役員名簿の記載事項に変更があったときは、都道府県の条例で定めるところにより、その変更があった日の翌日から起算して二週間以内に、その変更に係る事項を所轄庁に届け出なければならない。

(定款の変更)

第三十二条 定款の変更は、定款で定めるところにより、会員總會の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総会員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

3 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、所轄庁(所轄庁の変更を伴う定款の変更にあつては、変更後の住所に係る所轄庁。次項前段において同じ。)の認証を受けなければならない。

ば、その効力を生じない。

4 前項の認証の申請は、都道府県の条例で定めるところにより、所轄庁に変更後の定款及び会員総会の議事録の謄本を提出して行わなければならない。この場合において、定款の変更が所轄庁の変更を伴うものであるときは、変更前の住所に係る所轄庁を経由して行わなければならない。

5 第十六条及び第十七条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証があったときは、この法律に基づき変更前の所轄庁が行った処分は、変更後の所轄庁が行った処分とみなす。この場合において、当該処分期間が付けられているときは、当該期間は、当該処分が行われた日から起算する。

7 市民公益活動法人は、第三項の政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を所轄庁に届け出なければならない。

(事業報告書等の作成及び公開)

第三十三条 市民公益活動法人は、毎事業年度終了後三月以内に、政令で定めるところにより、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書(収益事業については損益計算書及び役員(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)の報酬に関する事項を記載した書面を作成し、これらを各事務所に備え置かなければならない。

2 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

3 市民公益活動法人は、毎事業年度終了後三月以内に、都道府県の条例で定めるところにより、第一項の書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

4 所轄庁は、前項の書類の写しの提出を受けたときは、都道府県の条例で定めるところにより、当該書類の写しを公開するものとする。

5 会員その他の利害関係人は、理事に対し、第

一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

6 第一項の書類のうち会計に関する書類については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算し、これに基づいて作成されるものとする。

(民法等の準用)

第三十四条 民法第五十一条第二項、第五十四条から第五十七条まで、第六十条から第六十四条まで、第六十五条第二項及び第六十六条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、市民公益活動法人の組織及び管理について準用する。

第四章 市民公益活動法人の解散及び合併

(解散事由)

第三十五条 市民公益活動法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 会員総会の議決

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする事業の成功又はその成功の不能

四 会員の欠亡

五 合併

六 破産

七 第四十八条第一項の規定による認証の取消

し

2 前項第一号に掲げる会員総会の議決は、総会員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。

3 第一項第三号に掲げる事由による解散は、都道府県の条例で定めるところにより、所轄庁の認定を受けなければならない。

4 清算人は、市民公益活動法人が第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した場合においては、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十六条 解散した市民公益活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対し

る清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、解散した市民公益活動法人の残余財産は、当該解散した市民公益活動法人の目的と同一又は類似の目的を有する他の市民公益活動法人のうちから所轄庁が選定した者に帰属する。

3 前二項の規定により処分されない残余財産は、解散した市民公益活動法人の主たる事務所が所在する都道府県に帰属する。

(合併)

第三十七条 市民公益活動法人は、他の市民公益活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十八条 市民公益活動法人が合併するには、会員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総会員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。

3 合併は、合併後存続する市民公益活動法人又は合併によつて設立する市民公益活動法人の所轄庁の認証を受けなければならない。

4 前項の認証をした所轄庁は、当該合併によつて消滅する市民公益活動法人の所轄庁が他の都道府県知事であるときは、遅滞なく、当該市民公益活動法人が合併によつて消滅する旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

5 第十五条から第十七条まで及び第十八条第二項の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十九条 市民公益活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日(同条第五項において準用する第十七条第二項の規定により前条第三項の認証があったものとみなされたときは、当該認証があったものとみなされた日。次項において同じ。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることがで

きる期間が満了するまでの間、これらをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民公益活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第四十条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民公益活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第四十一条 合併により市民公益活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民公益活動法人の設立に関する事務は、各市民公益活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する市民公益活動法人又は合併によつて設立した市民公益活動法人は、合併によつて消滅した市民公益活動法人の一切の権利義務(当該市民公益活動法人がその行う事業に関する行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2 第三十二条第六項の規定は、合併の認証をした所轄庁と合併によつて消滅する市民公益活動法人に係る所轄庁とが異なる場合に準用する。

(合併の時期)

第四十三条 市民公益活動法人の合併は、合併後存続する市民公益活動法人又は合併によつて設立する市民公益活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(民法等の準用)

第四十四条 民法第七十条、第七十三条から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に関する部分に限る。及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法第三十五條第二項及び第三十六條から第三十七條ノ二までの規定は、市民公益活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五章 市民公益活動法人に対する監督(報告及び検査)

第四十五条 所轄庁は、市民公益活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反すると認められる相当な理由があるときは、当該市民公益活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該市民公益活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定により立入検査をさせる場合においては、当該立入検査をする職員に、同項の理由を記載した書面を、当該市民公益活動法人の役員その他の当該立入検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者に提示させなければならない。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 所轄庁でない都道府県知事は、当該都道府県の区域内において事業を行う市民公益活動法人の当該事業について、第一項の規定の例により、同項の措置をとることができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(改善命令等)

第四十六条 所轄庁は、市民公益活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民公益活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、市民公益活動法人が前項の規定による命令に従わないときは、当該市民公益活動法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の見解を勧告することができる。

3 所轄庁は、前項の規定により役員の見解を勧告しようとする場合には、当該市民公益活動法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該市民公益活動法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた市民公益活動法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

6 所轄庁でない都道府県知事は、当該都道府県の区域内において事業を行う市民公益活動法人に対し、当該都道府県の区域内における業務に関し、第一項の規定の例により必要な措置をとるべきことを命じ、又は第二項の規定の例により業務の停止を命ずることができる。

7 所轄庁でない都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市民公益活動法人の所轄庁に通知しなければならない。

(収益事業の停止)
第四十七条 所轄庁は、収益事業を行う市民公益活動法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該市民公益活動法人に対し、収益事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 当該市民公益活動法人が定款で定められた収益事業以外の収益事業を行うこと。

二 当該市民公益活動法人が当該収益事業から生じた収益を当該市民公益活動法人の行う市民公益活動に係る事業以外の目的に使用すること。

三 当該収益事業の継続が当該市民公益活動法人の行う市民公益活動に係る事業に支障があること。

(認証の取消し)

第四十八条 所轄庁は、市民公益活動法人が、第四十六条第一項 第二項若しくは第六項の規定による命令に従わない場合で他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な理由がなく二年以上にわたつてその目的とする事業を行わない場合は、当該市民公益活動法人の認証を取り消すことができる。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民公益活動法人から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

第六章 雑則

(連絡及び協力)

第四十九条 都道府県は、この法律の運用に関し、相互に連絡し、及び協力しなければならない。

(税制上の優遇措置等)

第五十条 国及び地方公共団体は、市民公益活動の推進及び支援のため、市民公益活動法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、市民公益活動の推進及び支援のため、必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民公益活動に関する理解を深めるための措置)

第五十一条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、広く市民公益活動に関する理解を深めるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(罰則)

第五十二条 第四十六条第二項若しくは第六項(同条第二項の規定の例による部分に限る。又は第四十七条の規定による命令に違反する行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。)

第五十三条 第四十五条第一項若しくは第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の刑を科する。

第五十五条 次の各号の一に該当する場合においては、市民公益活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七條第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第十九條 第三十三條第一項若しくは第三十九條第一項又は第三十四條において準用する民法第五十一條第二項の規定に違反して、書類を備へ置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第三十一條又は第三十二條第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十三條第三項の規定に違反して、書類の写しを提出せず、又は不実の記載をした書類の写しを提出したとき。

五 第三十三條第五項の規定に違反して、正当

第一部 内閣委員会會議録第五号 平成九年十二月八日 【参議院】

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第二一八〇号)

の請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六〇号 平成九年十一月二十一日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 東京都板橋区東坂下一ノ六ノ一〇
ノ六一四 南明美 外二百三十八
名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第九七三号 平成九年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 東京都立川市一番町二ノ三ノ一
〇 岡田わくり 外五十四名
紹介議員 益田 洋介君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第九八三三号 平成九年十一月二十五日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 神戸市東灘区甲南町四ノ四ノ一
一 高島孝男 外十五名
紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

第九八四号 平成九年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 札幌市東区北十七条東一七ノ二ノ
三 山本光一 外百二十二名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第一〇一〇号 平成九年十一月二十五日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 兵庫県姫路市豊富町御蔭三、二七
八ノ二九 松田勇 外十五名
紹介議員 小山 孝雄君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

第一〇三七号 平成九年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 岐阜県多治見市平野町四ノ八一ノ
五三 寺尾光身 外三百九名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第一〇五十一号 平成九年十一月二十六日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 新潟市小針五ノ一〇ノ二 稲積三
郎 外十四名
紹介議員 真島 一男君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

第一〇七三三号 平成九年十一月二十六日受理
元日赤看護看護婦に対する慰労給付金に関する請
願
請願者 東京都足立区梅田六ノ二ノ一五
ノ五〇五 平林敦子 外二十六名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二二六号 平成九年十一月二十六日受理
日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願
請願者 北海道余市郡仁木町北町七ノ一
八 藤嶋千恵子 外四十四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二二三号 平成九年十一月二十六日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 神奈川県厚木市中荻野二八 伏見
春義 外十四名
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

第一二三五号 平成九年十一月二十七日受理
日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜一ノ六三ノ二
名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二六七号 平成九年十一月二十七日受理
日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願
請願者 東京都世田谷区南島山六ノ一二ノ
一 二ノ一〇二 南澤幸 外三十七
名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二七九号 平成九年十一月二十七日受理
日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願
請願者 神奈川県座間市小松原三三ノ一
四 渡辺澄江 外二十名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二八〇号 平成九年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜一ノ六三ノ二
名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二八二号 平成九年十一月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 新潟県豊栄市葛塚三、三五九 会
田政司 外十四名
紹介議員 真島 一男君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

第一二〇八号 平成九年十一月二十七日受理
元日赤看護看護婦に対する慰労給付金に関する請
願
請願者 福井県敦賀市松栄町二ノ二一 網
家キミ 外二十名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二二〇号 平成九年十一月二十七日受理
日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願
請願者 川崎市中区丸子通二ノ六八二
加藤寛治 外三十六名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二二二号 平成九年十一月二十七日受理
日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願
請願者 愛知県西尾市国森町郷北二二六
長田利彦 外三十五名
紹介議員 谷本 嶺君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二二七号 平成九年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市湘南台五ノ三七ノ
一三 諸節紀代子 外百十四名
紹介議員 前川 忠夫君

第一二二七号 平成九年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市湘南台五ノ三七ノ
一三 諸節紀代子 外百十四名
紹介議員 前川 忠夫君

第一二二七号 平成九年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市湘南台五ノ三七ノ
一三 諸節紀代子 外百十四名
紹介議員 前川 忠夫君

第一二二七号 平成九年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市湘南台五ノ三七ノ
一三 諸節紀代子 外百十四名
紹介議員 前川 忠夫君

第一二二七号 平成九年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市湘南台五ノ三七ノ
一三 諸節紀代子 外百十四名
紹介議員 前川 忠夫君

第一二二七号 平成九年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市湘南台五ノ三七ノ
一三 諸節紀代子 外百十四名
紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第一二二〇号 平成九年十一月二十七日受理
日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願

請願者 兵庫県加古川市平岡町新在家一、
一九二ノ三七六 土田正己 外四
十七名

紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二二二号 平成九年十一月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 長野県飯田市座光寺三、六九〇
今村芳美 外四十四名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

第一二二九号 平成九年十一月二十七日受理
新ガイドライン、有事法制反対に関する請願

請願者 島根県鹿足郡津和野町大字内美五
六八 齋藤道夫 外九百二十一名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第一二三七号 平成九年十一月二十七日受理
元日赤救援看護婦に対する慰労給付金に関する請
願(一通)

請願者 北海道室蘭市東町五ノ二二 山口
格 外三十名

紹介議員 永野 茂門君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二六六号 平成九年十一月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井
二、九〇九 樋口豊 外十四名

紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第九二八号と同じである。

平成九年十二月十六日印刷

平成九年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K